

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第126号

(令和4年12月)

京都市消費生活総合センター

## ～ 目次 ～

- インターネットバンキングを悪用した還付金詐欺に注意！ (2面)
- 増えてます！脱毛エステのトラブル (3面)
- 消費者問題学習会 「デジタルが苦手でも大丈夫、スマホ・ネット活用講座」を開催します！ (4面)



## 海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルが増えています！

### 年末にかけて特にご注意ください！

全国の消費生活センターでは、海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルに関する相談が急増しています。

カニなどの海産物を購入する機会が増える年末にかけて、このようなトラブルが増える可能性がありますので、特に注意してください！

#### 相談事例

○ 事業者から海産物を購入したら、値段に見合わない商品が届いた。

ふるさと納税の返礼品を送ったことがあるという海産物の販売事業者から、コロナ禍で収入が減り困っているのか二等の海産物を買ってほしいとの電話があり、支援のつもりで購入した。代引配達で22,000円支払って商品を受け取ると、カニは入っておらず、他の海産物も全く値段に見合わないものだった。市のふるさと納税の担当部署に問い合わせたところ、そのような事業者との取引はないとのこと、事業者に電話を掛けてもつながらない。どうすればよいか。

○ 事業者に電話で海産物の購入を勧誘され、断ったが、届くのではないかと心配である。

以前購入してもらったことのある事業者だと名乗り、海産物の購入を電話で勧めてきた。断ったが、「通常2万円のところが1万円になる。」「ありがとうございました。」と言って、一方的に電話を切られた。海産物が送られてきた場合、どうすればよいか。

#### アドバイス！

- 少しでもおかしいと思ったら、きっぱりと断りましょう。
- 事業者から電話で勧誘を受け、契約してしまっても、8日以内であれば、クーリング・オフができます。クーリング・オフの書き方については、こちらをご覧ください。  
(<https://kyoto-soudan.jp/coolingoff/>)
- 一方的に商品が届いても受け取らない！受け取ってしまった場合でも代金を支払う必要はありません。
- トラブルになったときは、消費生活総合センターにご相談ください。「075-366-1319」

## インターネットバンキングを悪用した還付金詐欺に注意！

近頃、全国の消費生活センターでは、役所などの公的機関を名乗り、「保険料の還付がある。還付金を受け取るためには口座番号と暗証番号が必要。」と言って銀行の口座番号や暗証番号を聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する、インターネットバンキングを悪用する手口でお金をだまし取るといった、相談が寄せられています。

### 相談事例

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払戻しが約3万円ある。」と電話があり、払戻しをしてもらうことにした。

その後、払戻先の口座がある金融機関を名乗る男性から電話があり、暗証番号を聞かれた。

教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫。」と言われたので、伝えてしまった。

不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申込みがされていた。



### インターネットバンキングとは？

インターネットバンキングとは、銀行の窓口やATMに行かなくても、自宅や外出先などで、銀行の営業時間を気にすることなく振込や残高照会などを行うことができる、インターネットを利用した銀行などの金融取引のサービスです。

パソコンだけでなく、携帯電話やスマートフォンなどからも利用できるサービスが多くなっています。



### アドバイス！

- 公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。
- お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性があります。すぐに最寄りの警察や消費生活総合センターにご相談ください。

警察相談専用電話 「#9110」

消費生活総合センター「075-366-1319」



## 増えてます！脱毛エステのトラブル

全国の消費生活センターには、脱毛エステの契約に関する相談が多く寄せられています。年代は10歳代から20歳代の割合が多く、性別では女性が多いものの、令和2年度以降は男性からの相談も増加しています。

### 相談事例1

SNSで『脱毛コースA 約1,000円』と書かれた広告を見て、エステの予約をした。

エステサロンに行くと担当者から、「納得のいく脱毛をする場合は、『脱毛コースB』で施術を受ける必要がある。」と言われ、約50万円する『脱毛コースB』を契約してしまった。

高額なため支払っていくことが難しい。解約したい。



### 相談事例2

脱毛エステの体験に行き、体験後に担当者から契約を勧められた。

自分は体験だけのつもりであったため、断ったが、「契約後でも費用が掛からず、いつでも解約できる。」と強引に勧誘され、断り切れずに契約してしまった。

その後、解約の連絡をしたところ、「クーリング・オフ期間が過ぎているので、解約するには手数料が掛かる。」と言われた。担当者の説明と違うため納得できない。



### アドバイス！

#### ➤ 「お試し施術」、「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない

お試し施術を受けるだけのつもりが、施術後にしつこく勧誘され、「月額〇〇〇円」と低価格の広告を見て出向いたら、想定外の高額なコースを勧誘されたりするケースが目立ちます。気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。

#### ➤ 強引に契約を迫られてもきっぱりと断る

強引に契約を迫られたりせかされたりしても、金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。

#### ➤ 契約は慎重に検討する

契約に当たっては、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。

#### ➤ クーリング・オフできる場合があります

トラブルに遭ってしまっても、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスの契約であれば、特定商取引法に定める契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば書面又はメール等によりクーリング・オフ（無条件で契約解除）をすることができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても、中途解約をして返金を求めることができます。

クーリング・オフ通知の書き方は当センターのホームページをご覧ください。

<https://kyoto-soudan.jp/coolingoff/>



少しでも不安に思ったら、1人で悩まず早めに消費生活総合センターにご相談ください！「075-366-1319」



# デジタルが苦手でも大丈夫、スマホ・ネット活用講座

～トラブルを予防し楽しく有効に使うために正しく知っておきたいこと～  
を開催します！

参加無料！

スマホの普及で子どもから高齢者まで年齢を問わずインターネットを利用する機会が増え、それに伴ってトラブルも増加しています。

この度、京都市、京都府及びNPO法人京都消費生活有資格者の会では、市民の皆様がインターネットを楽しく安全に使うために身に付けておきたい心得や、ネットリテラシーの必要性を学ぶ機会として、消費者問題学習会を開催します。是非、お申し込みください！



**日 時**

令和5年1月29日（日）  
午後2時～午後4時（受付・開場：午後1時30分）

**講 師**

ネット教育アナリスト  
尾花 紀子 氏

**申込期間**

令和5年1月4日（水）～1月23日（月）

**申 込 先**

京都市消費生活総合センター  
FAX 番号：075-366-2259  
メールアドレス：[soudan@city.kyoto.lg.jp](mailto:soudan@city.kyoto.lg.jp)  
ホームページ：<https://kyoto-soudan.jp/>

**場 所**

京都市男女共同参画センター  
ウイングス京都 2階 セミナー室A・B

**参加方法** 各定員50名（先着順）

- (1) 当日会場での参加
- (2) オンライン(Zoom)での参加

**申込方法**

FAX、メール又はホームページから、  
①催し物名、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④参加方法を記載のうえ、お申し付けください。  
※オンライン参加の場合はメールアドレスもご記載ください。  
※定員に達した場合は、申込みを締め切ります。

主催：京都市、京都府、NPO 法人京都消費生活有資格者の会

【編集後記】今年も残すところあと僅かとなりました。皆様にとって、どのような1年だったでしょうか。

さて、京都市消費生活総合センターは、12月29日から1月3日まで閉庁となり、その間、相談業務を休業いたします。また、インターネットによる消費生活相談についても受付を休止いたします。

市民の皆様には、ご不便をお掛けします。年始は、1月4日（火）から通常業務を行いますので、よろしく願いいたします。

京都市消費生活総合センター  
075-366-1319（消費生活相談専用）  
075-366-1316（多重債務相談専用）  
〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto\_soudan

**相談受付時間**  
月～金（祝・休日を除く。）  
午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



\*土・日・祝・休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、  
土日祝日電話相談 075-811-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

令和4年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第044652号

